学長の任期、再任の可否について

<学長の任期> 6年(法人化後第1期は5年)

<学長の再任とその上限> 再任不可

<理由(経緯)>

学長の任期・再任の扱いについては、法人化される際に議論され、「国立大学法人三重大 学学長の任期に関する規程」に定めています。

国立大学法人の中期目標・中期計画が6年であることを踏まえ、従来の「4年・再任可・ 最長6年」から法人化後は「6年・再任不可」に改正しています。これは学長が安定的に リーダーシップを発揮し、長期的な視点で法人運営を行うことを目的とするためです。

一方で、国立大学法人が急速な社会変化に対応するためには、継続的な経営・運営体制は 必須ではないとの理由から、「任期6年、再任はなし」としています。

なお、法人化後第1期の5年任期に関しては、次期学長が次の6年間の中期計画のビジョンや計画を策定するには1年は必要と判断し、あえて1年ずらして、任期を設定しています。

<関連規則>

国立大学法人三重大学学長の任期に関する規程(抜粋)

(任期)

第2条 学長の任期は、6年とし、再任できない。ただし、辞任等が生じた場合の後任者の 任期は、前任者の残任期間とする

附 則

2 この規程の施行後最初に任命される学長の任期は、過去の経緯に鑑み第2条第1項の規 定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。